【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年５月31日
【会社名】	株式会社ヤマノホールディングス
【英訳名】	YAMANO HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　山野 義友
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木一丁目30番７号
【電話番号】	０３（３３７６）７８７８（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 金木 俊明
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木一丁目30番７号
【電話番号】	０３（３３７６）７８７８（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 金木 俊明
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

1 【提出理由】

当社は、平成24年５月16日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社マイスタイル及び株式会社ヤマノジュエリーシステムズの当社への吸収合併について決議し、同日付で合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３の規定に基づいて本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

ａ．株式会社マイスタイル

商号	株式会社マイスタイル
本店の所在地	東京都渋谷区代々木一丁目13番８号
代表者の氏名	代表取締役社長　　山野 義友
資本金の額	100,000千円（平成24年２月29日現在）
純資産の額	△246,657千円（平成24年２月29日現在）
総資産の額	1,363,275千円（平成24年２月29日現在）
事業の内容	美容室の経営、美容用品の販売

ｂ．株式会社ヤマノジュエリーシステムズ

商号	株式会社ヤマノジュエリーシステムズ
本店の所在地	東京都台東区東上野一丁目26番２号
代表者の氏名	代表取締役会長　　山野 彰英
資本金の額	100,000千円（平成23年３月31日現在）
純資産の額	△486,088千円（平成23年３月31日現在）
総資産の額	717,116千円（平成23年３月31日現在）
事業の内容	宝飾品及び貴金属等の販売

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益（個別）

ａ．株式会社マイスタイル

決算年月		平成22年２月期	平成23年２月期	平成24年２月期
売上高	(千円)	3,393,116	3,127,490	2,982,080
営業利益	(千円)	91,142	263,764	222,663
経常利益	(千円)	50,432	230,618	189,969
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△47,351	154,425	105,544

ｂ．株式会社ヤマノジュエリーシステムズ

決算年月	平成21年３月期	平成22年３月期	平成23年３月期
売上高 (千円)	3,405,116	2,228,282	1,895,563
営業損失(△) (千円)	△138,658	△59,863	△9,839
経常損失(△) (千円)	△153,984	△72,838	△28,167
当期純損失(△) (千円)	△346,773	△117,823	△63,851

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

ａ．株式会社マイスタイル

株式会社ヤマノホールディングス　68.75%

ｂ．株式会社ヤマノジュエリーシステムズ

株式会社ヤマノホールディングス　100%

③ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

ａ．株式会社マイスタイル

資本関係　当社は株式会社マイスタイルの議決権を68.75%保有しております。

人的関係　当社役員が株式会社マイスタイルの役員を兼任しております。

取引関係　当社は、株式会社マイスタイルの経営指導をしております。また、当社は、株式会社マイスタイルとの間で金銭消費貸借等の取引を行っております。

ｂ．株式会社ヤマノジュエリーシステムズ

資本関係　当社は株式会社ヤマノジュエリーシステムズの議決権を100%保有しております。

人的関係　当社役員が株式会社ヤマノジュエリーシステムズの役員を兼任しております。

取引関係　当社は、株式会社ヤマノジュエリーシステムズの経営指導をしております。また、当社は、株式会社マイスタイルとの間で金銭消費貸借等の取引を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

美容事業及び宝飾事業を当社が吸収合併することによる管理コストの削減と経営資源の効果的な活用、資金管理の効率化を目的としています。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

① 吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社マイスタイル及び株式会社ヤマノジュエリーシステムズは解散いたします。

② 合併に係る割当ての内容

株式会社ヤマノジュエリーシステムズは、当社の完全子会社であるため、本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

当社は、株式会社マイスタイルを吸収合併するにあたり、平成24年５月16日開催の取締役会において、株式会社マイスタイルの株式を次のとおり追加取得することを決議しているため、本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

・取得株式数及び取得前後の所有株式の状況

移動前の所有株式数　　550株（所有割合　68.75%）

取得株式数　　250株（発行済株式数に対する割合 31.25%）

移動後の所有株式数　　800株（所有割合 100.0%）

・取得先会社の概要

商号　　株式会社ヤマノ

事業内容　　美容材料の卸売

資本金　　100百万円

・取得する株式の取得原価　219百万円

・日程

平成24年５月16日　　取締役会決議日

平成24年９月28日　　株式取得日(予定)

③ その他の吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、別紙の「合併契約書（写）」のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ヤマノホールディングス
本店の所在地	東京都渋谷区代々木一丁目30番７号
代表者の氏名	代表取締役社長　山野 義友
資本金の額	1,573,246千円（平成23年３月31日現在）
純資産の額（連結）	1,984,626千円（平成23年３月31日現在）
総資産の額（連結）	11,328,330千円（平成23年３月31日現在）
事業の内容	スポーツ用品、和装品の販売等

(6) 吸収合併に係る割当ての内容が当該吸収合併存続会社となる会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債または持分以外の有価証券に係るものである場合の事項

該当事項はありません。

合 併 契 約 書

株式会社ヤマノホールディングス（以下「甲」という）と甲の子会社である株式会社マイスタイル（以下「乙1」という）、株式会社ヤマノジュエリーシステムズ（以下「乙2」という、２社あわせて「乙」という）とは合併に関し、次のとおり契約を締結する。

第１条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、次条以下の条件に従って合併（以下「本合併」という）する。

第２条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1)甲 （吸収合併存続会社）

商 号 株式会社ヤマノホールディングス

住 所 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

(2)乙1（吸収合併消滅会社）

商 号 株式会社マイスタイル

住 所 東京都渋谷区代々木一丁目13番8号

(3)乙2（吸収合併消滅会社）

商 号 株式会社ヤマノジュエリーシステムズ

住 所 東京都台東区東上野一丁目26番2号

第３条（本合併に係る割当て）

甲は、乙1の発行済株式の全部を平成２４年９月２８日に取得する予定であり、また乙2の発行済み株式の全部を有するので、本合併に際し、一切の対価の交付は行わないものとする。

第４条（資本金及び準備金の額）

甲は、乙1の発行済株式の全部を平成２４年９月２８日に取得する予定であり、また乙2の発行済み株式の全部を有するので、本合併による資本金及び準備金は増加しないものとする。

第５条（合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、平成２４年１０月１日（以下「効力発生日」という）とする。但し、効力発生日の前日までに合併に必要な手続きが遂行できないとき、その他本合併手続きの進行に応じ必要あるときは、甲及び乙において協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第６条（合併承認株主総会）

甲及び乙は、平成２４年６月２８日迄にそれぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する決議を得るものとする。但し、諸手続の進行状況に応じ必要があるときは、甲乙間において協議の上、この期限を変更することができる。

第７条（会社財産等の引継）

１　乙は、平成２４年９月３０日最終の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

２　乙は、平成２４年９月３０日最終の資産及び負債の状況を示す計算書（承継貸借対照表）を作成し、甲に交付する。

第８条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務を運営し、かつ、財産を管理すべきものとし、その業務または財産に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に協議の上、その合意のもとに行わなければならない。

第９条（経費負担）

合併統合において、発生する甲と乙の合併及び解散のために支出すべき費用は、すべて甲の負担とする。

第10条（従業員の待遇）

甲は、合併効力発生日に、同日現在乙に勤務する従業員を甲の従業員として、引き続き雇用する。但し、勤続年数については、乙における年数を通算するものとし、その他の取扱いについては、甲乙協議のうえ決定する。

第11条（退任役員の取扱い）

乙の取締役であって、合併に際して、甲の取締役に就任しない者があるときは、その者に対する退任手続等に関する取扱いは、あらかじめ甲乙協議の上、決定する。

第12条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から合併の効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙1から乙2の 個別各社につき、保有株式等の重要な資産の売却、事業譲渡等もしくは天災地変その他の重大な事由により、その資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合又は生じるおそれがある場合、甲乙協議の上、甲乙の株主総会における承認を経ることなく、その取締役会決議により、本契約の解除、又は条件の変更を行うことができる。

第13条（合併契約の効力）

１　本契約は、第６条に定める甲及び乙の株主総会の承認を得ることを条件として効力を生じる。ただし、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

２　前条及び前項の定めに関わらず、第６条に定める甲及び乙の株主総会の承認を得た場合であっても、合併の効力発生日までに、甲が、その保有する乙1ないし乙2の吸収合併消滅会社のいずれかの株式を第三者に譲渡する旨を決定した場合、又は吸収合併消滅会社のいずれかがその保有する他の吸収合併消滅会社の株式を第三者に譲渡する旨を決定した場合には、本契約は、かかる譲渡により株式を譲渡される吸収合併消滅会社との関係においては当然にその効力を失うものとする。かかる場合であっても、甲及び他の吸収合併消滅会社との関係においては、本契約が有効に存続するものとする。

第14条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書１通を作成し、甲乙は記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙がそれぞれ写しを保有す

る。

平成２４年５月１６日

甲　：東京都渋谷区代々木一丁目30番7号
株式会社ヤマノホールディングス
代表取締役　山野 義友

乙1：東京都渋谷区代々木一丁目13番8号
株式会社マイスタイル
代表取締役　　山野 義友

乙2：東京都台東区東上野一丁目26番2号
株式会社ヤマノジュエリーシステムズ
代表取締役　山野 彰英